

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 10 日現在

機関番号：33917

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2009～2011

課題番号：21652064

研究課題名（和文）北米先住民の保留地保持を支える集合的記憶の検討：ノーザン・シャイアンの事例

研究課題名（英文）The work of collective memories in the preservation of tribal land: In the case of The Northern Cheyenne Indian Reservation

研究代表者

川浦 佐知子 (KAWAURA SACHIKO)

南山大学・人文学部・教授

研究者番号：30329742

研究成果の概要（和文）：本研究は、アメリカ合衆国モンタナ州に保留地をもつノーザン・シャイアンの集合的記憶の検討を通して、「合衆国史」という既存の文脈に即さない北米先住民の歴史認識を考察したものである。現地フィールド調査、インタビュー調査、史資料調査を通して、1) 部族は共同体の「集合的記憶」を用いて、連邦政府信託地である保留地を「部族由来の土地」として積極的に解釈していること、2) 集合的記憶に基づく言説が、1934年のインディアン再組織法以降、部族の土地政策の要として機能してきたこと、が明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：This study examines the work of collective memories of a Native American tribe in its tribal sovereignty in the 20th century United States. Through the interview and archive research, in the case of the Northern Cheyenne tribe, it is found that the reservation, federal trust land, has been translated to “homeland” with the active use of tribal collective memories. The exodus from Indian Territory (1878) has been translated to “ancestral sacrifice,” and considered as a direct cause of the establishment of the tribal reservation. The memory of the historical event has functioned as a center piece of the tribe’s land policy which aims to acquire and control all reservation land.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	0	1,000,000
2010年度	800,000	0	800,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,400,000	180,000	2,580,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：南北アメリカ史・北米先住民

1. 研究開始当初の背景

(1) アメリカ合衆国のうちにあつて、先住民の部族自治の要となっている、「インディアン保留地」という特異な土地にまつわる部族の集合的記憶を検討することによって、「部族共同体」を近代国民国家に吸収、同化されるべき「前段階的存在」とみなす史観が再検討されることが期待された。国史と部族の記憶継承の関わりが詳細に検討されるこ

とで、「歴史」解釈の新しい地平が拓かれることが期待された。

(2) 近年の北米先住民研究においては、部族自治の一戦略として歴史的記憶の継承を捉えた研究、政府土地政策への部族の抵抗を環境正義の観点から論じた研究、近代国民国家における部族自治を問うことで「市民(citizenship)」の定義の再検討を促す研究

が、新境地を拓いてきた。こうした研究を受け、北米先住民を「部族自治」と「アメリカ市民権」の双方を意識の射程にもつ「歴史のアクター」として捉える視点を更に進化させ、「近代市民」の規範を問い直す必要があった。

(3) 「近代国民国家」、「ポストコロニアル」という既存の文脈に即さぬ北米先住民の歴史認識を、被支配者のそれとして単純で直線的な国史に還元することなく、現状に即して部族の側から検討する手法を試みることは、ポスト国民国家の在り様が模索される現在、意義深いものであると考えられた。

2. 研究の目的

(1) 北米先住民の部族自治の基盤である、保留地に関わる歴史認識を部族の側から検討することで、部族共同体の近代国家への集約を前提とする史観を再考すると同時に、「近代市民」の規範を問い直す。

(2) アメリカ合衆国モンタナ州に保留地をもつノーザン・シャイアンに焦点を当てる。保留地の部族保持に力を注ぐノーザン・シャイアンの自治の在り方を通して、超越的視点から描かれる「大きな物語」を前提とした国史と、当事者の生活領域に密着した想起と語りによって維持、継承される集合的記憶の相互作用を検討する。

(3) 「歴史」を、想起を通して解釈学的に再構成された出来事の連なりと捉える「歴史の物語り論」を理論的枠組みとして用いることを試みる。

(4) 過去の遺産の保持を強調しがちな「伝統」に代えて、「集合的記憶」を鍵概念に据えることで、先住民部族の歴史認識の「動態」を捉えることを試みる。

(5) 現地インタビュー調査、フィールド調査、史資料研究を通して、部族の側からの「保留地」解釈の歴史的展開を、20世紀における対先住民政策と合わせて考察することで、部族史と国史の交差を検討する。20世紀ノーザン・シャイアンの部族自治において、部族共同体の集合的記憶がどのように用いられて「保留地」が解釈されてきたのか、またその解釈がどのように部族自治に作用してきたのかを検討する。

特に次の3点に焦点を当てる。

- ① 19世紀末における部族独自の保留地の獲得
- ② 1950～1960年代における、売却された保留地内土地の部族評議会による買戻し

- ③ 1960～1980年代における、大手エネルギー企業による保留地内石炭採掘計画への抵抗

それぞれの出来事の時緯を明らかにしたうえで、①、②、③において、過去の出来事の何がどのように選択、用いられてそれぞれの局面が解釈されているのか、また保留地の部族側からの歴史解釈は、どのように部族自治、及び個人の意識において継承されているのかを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 「歴史」を、想起を通して解釈学的に再構成された出来事の連なりと捉える「歴史の物語り論」を理論的枠組みとすることで、国家の「歴史」と、共同体とその個人の「記憶」を繋ぐ。

(2) ノーザン・シャイアン・インディアン保留地に出向き、フィールド調査を行うことで、現在の人々の日常の営み、土地とのかかわり、記念式典等の催事の様子を参与観察する。

(3) 現地にてインタビュー調査を行い、前述①、②、③の出来事の実関係の把握、確認を行う。インタビューによって得られた個人誌は、出来事の繋がれ方と、それによって創出される意味に焦点を当てるナラティブ手法によって分析する。

(4) 地域博物館(ウエスタン・ヘリテッジ・センター)において開催された部族メンバーによる企画展示を視察する。展示という形で外部へ向けて表明される部族史に、集合的記憶がどのように働いているのかを検討する。同時に、展示編纂・作成過程において収集された部族メンバーによる、部族メンバーへのインタビュー資料を調査することで、部族が関わる歴史的出来事の解釈が、どのように次世代へ継承されようとしているのかを把握する。

(5) デンバー国立公文書館で史料調査を行い、保留地設立当初の部族の状況、インディアン局とのやり取りの詳細、特にインディアン再組織法を受け入れるに至った経緯について調査する。

4. 研究成果

(1) ノーザン・シャイアンの集合的記憶において、現在最も影響力をもつものは、部族メンバーが「祖先の犠牲」と呼ぶものである。これは1878年の強制移動先のインディア

ン・テリトリー(現在のオクラホマ州)からの脱出、及び1879年のフォート・ロビンソン(ネブラスカ州)からの脱出を、「部族保留地設立を可能にした祖先の犠牲」と、今日の部族メンバーが解釈するものである。

(2) 「部族保留地設立を可能にした祖先の犠牲」という解釈は、ノーザン・シャイアンの部族史を集約する言説として機能しており、部族アイデンティティの礎となっている。これは「血の濃さ (blood quantum)」による部族員認定、「連邦政府認定部族」といった、外部(連邦政府)からの基準のみに依らないかたちでの、部族アイデンティティの打ち立て方を可能にしている。

(3) 「部族保留地設立を可能にした祖先の犠牲」という解釈は、部族メンバー個人のレベル、部族共同体のレベルの双方において支持、継承されている。この点は、インタビュー調査で得られた個人誌、保留地及びその近郊で行われる記念式典等の催事、地域博物館における部族による部族史に関わる展示、部族カレッジが編纂した書籍、及び部族政府の土地政策において確認された。

(4) 集合的記憶による「祖先の犠牲」という言説は、国史に対抗する部族史のプロットを支えている。「祖先の犠牲」という言説を用いて、「政府信託地」である保留地を「故郷」とする解釈が、前述①、②、③の局面に置いて、部族内外に対して示されている。

① 部族史は1884年の大統領令をもって部族保留地設立とみなす見解を示すが、実際には保留地境界を明示した1900年の大統領令をもって部族独自の保留地が初めて確保された。部族史においては、1878年、1879年の強制移動先からの脱出という出来事と、1884年の大統領令が繋がることで、与えられたものとしてではなく、獲得されたものとして保留地が捉えられている。

保留地設立へ向けての過程においては、部族の斥候としての働きに対する報酬として保留地が与えられたとする、「マイルズ将軍が部族に約束した保留地」という言説が用いられていた。これが時間の経過とともに、より汎用性が高く、説得力をもつ「祖先の犠牲によって得られた保留地」へと言説が変化していったことは注目に値する。

② インディアン再組織法(1934年)に則った部族自治初期においては、保留地保持は部族自治の最優先課題ではなかった。1940年代には経済的困窮から脱するため、部族政府自らが内務省に連邦政府認定部族のステータスの抹消(部族終結)を申し入れ、エネルギー

開発企業への土地譲渡が模索された。保留地保持が部族自治の要となったのは、1959年の保留地土地散逸防止プログラム、1962年の部族土地買戻しプログラムの導入を経てのこととなる。現在の部族の土地政策の基盤が形成されたのは、この時期であるといえよう。

この時期、「祖先の犠牲によって得られた保留地」という言説が用いられ、部族にとっての保留地の意味が再解釈されたことは、部族の合意形成の一助となったと考えられる。また、外部支援団体(アメリカ・インディアン問題協会等)からの支援の取り付けに際しても、「祖先の犠牲によって得られた保留地」という言説が、部族の主義、主張を示すものとして用いられている。

③ 1960~1980年代、ノーザン・シャイアンはインディアン局を介してエネルギー企業からの申し出を受け、一旦は石炭採掘を通じた経済開発を図るが、インディアン局が企業に有利な安値で採掘権をリースしていたことが判明すると、契約の破棄を訴え、最終的にこれを得ている。

こうした過程において部族は経済開発派、土地保全派に二分され、また地下資源の所有権をめぐる係争も部族内で起きた。1976年最高裁で決着を見たホローブレスト・ケース判決により、保留地内地下資源の権利が部族個人ではなく、部族政府に約束されたことは、「個人・市民」に還元され得ない、「部族共同体」という単位が、国家の内に再認識されたと見てよいだろう。

最終的に保留地土地が開発されず保全されたことで、「祖先の犠牲」によって得られた保留地を護るという部族史のプロットは強化されることになった。

(5) ノーザン・シャイアンにおける保留地保持は、その設立当初から一貫して行われてきたわけではない。経済的困窮からの脱却を目指しての土地開発と、保留地土地保持との間で揺れながら、時には部族を二分しながらも、重要な局面での判断が功を奏して、今日まで保留地保持が成されてきた。

保留地設立以降、部族は連邦政府管理終結政策等、重要な政治的局面において、集合的記憶に依る言説を用いて、部族にとっての「保留地」の意味を再解釈してきた。そうした再解釈の繰り返しによって、集合的記憶とそれに依拠する言説は、形骸化することなく、新たないのちを吹きこまれて強化され、部族とその構成員にとって意味あるもので有り続けている。

(6) インタビュー調査から得られた個人誌からは、「部族保留地設立を可能にした祖先の犠牲」という解釈が、個人的な体験(エル

ダーの語りを聴いた体験や、自身の土地との繋がり、あるいはアルコール依存症、ベトナム戦争体験による PTSD 等の困難な体験の克服)と結び付けられている様子が明らかになった。現在のところ、「部族保留地設立を可能にした祖先の犠牲」という解釈は、教育を介して教えられた歴史というよりは、個人の体験に裏打ちされた有機的な記憶ということができる。

一方、エルダーの語りを聴く体験を持たない若い世代が増えるなか、どのように教育の現場における部族史教育と、保留地の営みに息づく部族の伝統的価値観を連携させながら、部族の集合的記憶を形骸化させることなく継承していくかは、大きな課題といえよう。

(7) 部族史はクロノロジーに則った「歴史の語り」の枠組みを踏襲してはならない。また、国史に対立するだけでは成立しえず、接点を結んでいる必要もある。「集合的記憶」を媒介として部族の歴史認識を検討することは、部族史という近現代になってから構築された「部族の来歴の物語」に織り込まれた、共同体の伝統的価値観への感性を高めつつ、国史と接点を持つ過去の出来事を、共同体がどのように解釈してきたのか、その動態をより緻密に検討することを可能にする。被支配者の歴史として国史に還元することなく、現状に即して部族の側から歴史認識を検討する手法として、集合的記憶を鍵概念として用いることに、一定の有効性が示されたといえよう。

(8) アルヴァックスやノラは、「歴史」と「記憶」を対立するものとして捉えたが、近代国民国家にあって部族自治を希求する、北米先住民の人々の集合的記憶を検討した本研究からは、歴史と記憶の対立のみならず、その接点を検討することの意義が示された。歴史と記憶の接点を「集合的記憶」を媒介として検討することで、

- ① □部族は集合的記憶を用いることで、伝統的価値観に則したかたちで、国策に対する部族の対応、及び部族自治の変遷を説明することができるということ、
- ② □集合的記憶を用いることで、国史に包摂されない、部族史独自のプロットが形成され得ること、
- ③ □集合的記憶を用いた言説は、国史との関わりにおいての再解釈、継承され、部族内外に対する説得力を強化していくこと、

が明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 川浦佐知子、「土地と記憶と営みと—ノーザン・シャイアンの居留地土地買い戻しと記憶継承」、人間関係研究、査読無、第 11 号、17-36 (2012)
- ② 川浦佐知子、「北米先住民の“居留地”解釈を支える集合的記憶—ノーザン・シャイアンの“オディッセイ”」、立教アメリカン・スタディーズ、査読無、Vol. 33、99-125 (2011)
<http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/IAS/ras/33/contents-j.html>
- ③ 川浦佐知子、「“記憶”と“未来”—北米先住民の記憶継承」、人間関係研究、査読無、第 10 号、44-51 (2011)
- ④ 川浦佐知子、「北米先住民の居留地保持を支える集合的記憶—ノーザン・シャイアン居留地設立過程に見る部族主権のかたち」、アカデミア人文・社会科学編、査読無、第 91 号、169-226 (2010)
- ⑤ 川浦佐知子、「アイデンティティと集合的記憶—ノーザン・シャイアンの語りにもみる部族アイデンティティの位相」、アカデミア人文・社会科学編、査読無、第 89 号、63-123 (2009)

[学会発表] (計 2 件)

- ① 川浦佐知子、「“語り”に見る歴史・記憶—ノーザン・シャイアンの集合的記憶の表象と継承」、日本アメリカ史学会第 8 回年次大会、自由論題報告、(2011/09/18)、北九州大学
- ② 川浦佐知子、「自己・語り・歴史：ノーザン・シャイアンに見る集合的記憶の在り様」、日本アメリカ学会第 44 回年次大会、アメリカ先住民研究分科会、(2010/6/6)、大阪大学

[図書] (計 1 件)

- ① Sachiko Kawaura, “History · Memory · Narrative—Expression of Collective Memory in the Northern Cheyenne Testimony,” in N. Adler & S. Leydesdorff eds., *Evidence and Testimony in Life Story Narratives*. 査読有 (掲載決定), Transaction Publishers. (2012 予定)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川浦 佐知子 (KAWAURA SACHIKO)
南山大学・人文学部・教授
研究者番号：30329742

2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし